

令和3年度版

暴追だより

BOUTSUI-DAYORI

～暴力団徹底排除の街づくり～

(令和2年度 全国暴力追放運動統一標語 最優秀作品)



持光寺(尾道市) あじさい 写真提供:広島県

公益財団法人 暴力追放広島県民会議
(広島県暴力追放運動推進センター)

ホームページ

暴力追放 広島

検索

卷頭言

広島県警察本部長 森内 彰



県民の皆様には、日頃から、暴力団排除活動をはじめとする各種警察活動に多大なるご協力とご理解を頂いておりのことに対し、心から感謝申し上げます。

また、暴力追放広島県民会議が、昭和62年6月に設立されてから今日までの間、県民の先頭に立って暴力追放活動を推進され、昨今の暴力団排除気運の高まりに多大な貢献をされてこられたことに対し、敬意を表する次第であります。

さて、暴力団情勢ですが、警察の取締りに加え、社会における各種暴力団排除施策の浸透や暴力団排除意識の高揚などにより、平成17年から暴力団構成員及び準構成員等の人数が減少傾向にあり、令和2年末における全国の暴力団構成員等の人数は、約2万5,900人と、統計が残る昭和33年以降最少人数を更新しています。

県内でも、同様に暴力団構成員等の人数は減少しているものの、「六代目共政会」「三代目俠道会」「五代目浅野組」とそれぞれ組織の維持・温存を図るため、資金源獲得犯罪を多様化させており、県民の生活に大きな不安を与えてています。

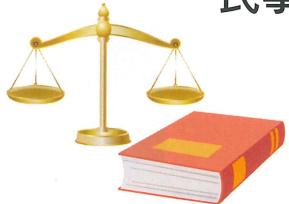
こうした中、資金源根絶を目指し昨年4月に施行された改正広島県暴力団排除条例により、広島地区と福山地区の暴力団排除特別強化地域で営業を営む特定営業者からみかじめ料等の徴収禁止行為に違反した暴力団組員をそれぞれ逮捕しています。

この事件により、未だに暴力団との関係を続け資金源となっている事業者が存在し、潜在化していることが明らかとなりましたが、改正広島県暴力団排除条例によって、潜在化する資金源が明らかとなり遮断できると確信しているところです。

県警察は、暴力団のいない住みよい社会の実現に向けて、暴力団の検挙、排除等の各種施策を推し進めて参りますので、今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

インターネット上の 誹謗中傷投稿への対処法

広島弁護士会
民事介入暴力問題対策委員会委員長



弁護士 高橋 彰



1 はじめに

インターネットの普及に伴い、SNSやインターネット掲示板などのホームページで、相手を誹謗中傷する内容の情報発信がなされるケースが増加しています。こうした攻撃手法は、安価で広範囲な影響を与えるものであることから、反社会的勢力による攻撃場面においても、利用される可能性が高まっています。

本稿では、これらの内、インターネット掲示板(以下、「HP」といいます。)で誹謗中傷する投稿がなされた場合の対応方法について、その概要をご紹介したいと思います。

2 対処法

まず、このようなケースの対処の仕方としては、①誹謗中傷記事の削除を求める人と、②問題の誹謗中傷を行った投稿者に対して責任を追及することが考えられます。(なお、メールやLINEなどを用いたダイレクトメッセージについては、別個の対応が必要となるため、紙幅の関係上、本稿では対象外とします。)

3 ホームページを表示させる仕組み

次に、対処方法を理解する前提として、HPを表示させる仕組みを確認しておきましょう。ある人がHPを開設するという場合、HPに関するデータを作成し、そのデータを「サーバー」と呼ばれるコンピュータ内に保存します。

次に、閲覧者が、ある端末からそのHPを閲覧する場合、表示させるためのソフト(=「ブラウザ」Google Chrome、Microsoft Edge、Safariなどがある)から、そのHPのURL(ブラウザで、HPを開いた際に、画面上部に「http://・・・」と表示されるもの)を入力し、希望するHPの情報を呼び出します。

ちなみに、皆さんがパソコンなどでHPをご覧になる際には、Googleなどで検索し、検索で見つかったHPに移動することが多いと思いますが、これは検索ワードに合致するHPをGoogleの方で探して表示し、候補として挙げられるHPのリストから選択することで、選択したHPのURLを、ブラウザに入力したものと扱っているのです。

ブラウザにURLが入力されると、該当するHPに関するデータを保管しているサーバーは、閲覧者の端末に当該HPのデータをコピー(=「ダウンロード」)させます。

そして、端末側では、受け取ったデータに基づきHPをブラウザ上で表示させることでHPの閲覧が可能になるのです。



4 対処の全体の流れ

閲覧するHP上に誹謗中傷する内容の記事があった場合に、対応の全体像は、次のとおりです。

(1) 誹謗中傷投稿に関する証拠を残す→(2) 管理者を調査→(3) 管理者への削除請求とIPアドレス開示の請求→(4) IPアドレスからプロバイダを探索→(5) プロバイダに対して投稿者特定事項(住所氏名など)の開示請求→(6) 投稿者に対する責任追及

ここで、IPアドレスという言葉が出てきましたが、IPアドレスについては、後述します。

なお、削除と投稿者への責任追及では後述の通り行う手続や、そのための要件(請求するために必要な事情)が異なる点にご留意下さい。

5 記事の証拠を残す

誹謗中傷記事が投稿されている場合に、ひとまず削除が実現すれば良いと考える方も多いでしょう。

もっとも、後述する方法によって当該投稿自体の削除に成功した場合でも、ネット上の投稿は容易に転載できるため、その他のホームページ上で閲覧可能な状態が続くケースもあります。

そのようなケースでは、削除後になって、やはり投稿者への賠償請求を行いたいという場合もあり、削除請求を行う前に誹謗中傷投稿の証拠を残しておくべきです。

投稿内容を証拠として残す方法としては、①当該投稿の表示画面を印刷して保存する方法と②表示画面をデータとして保存する方法(「プリントスクリーン」ウインドウズパソコンであれば ショートカット win + shift + Sで画面を選択し、ペイント等のソフトで貼り付けて画像を保存する。)があります。

いずれの方法による場合でも、投稿者の責任追及を求める場面などでは、どのホームページにその投稿がなされたのかを特定する必要があり、そのためには残された画面のURLが表示された状態で保存しておく必要があるため、特に後者の方法をとる場合に

は、アドレス入力欄にURL全体を表示させた状態で画面を保存することにご注意ください。

なお、ブラウザとしてGoogle Chromeを利用している方は、「印刷」→送信先として「PDFに保存」を選択し、オプションで「ヘッダーとフッター」にチェックすればURLも含む形で保存できますので参考にして下さい。

6 削除請求する相手

HP内に投稿者が投稿を行う場合、サーバーに保存されたHPのデータに、書込部分に関するデータが付加されることになります。

こうして投稿が行われた場合、投稿後は、投稿者自身であっても投稿されたHPについての管理権限がなければ、原則削除できないことに注意する必要があります。

例えば「2ちゃんねる」という有名な書込サイトがありますが、「2ちゃんねる」では、書き込まれたデータを消去・修正できるのは管理人のみとなっています。

このようなケースでは、まず「2チャンネル」の管理者を調査し、この管理者に対して削除を求める必要があるのです。逆に言えば、削除を求めるだけであれば投稿者を探す必要はありません。

なお、厳密に言うと当該HPのサーバー管理者とHPの管理者が異なる場合もありますが、ここでは、HP管理者を削除請求の相手方とする前提でお話をします。(HP管理者が危険人物の場合や不明の場合は、サーバー管理者を相手にすると良いでしょう。)

7 管理者の調査

HPサイト管理者を探す方法について、簡便なのは、投稿のあるHP上から「会社情報」「運営会社」「利用規約」「管理人」などを探索する方法です。

この方法により、管理者を隠匿しているHP以外では、そこから管理者が確認できます。

例えば、<https://www.nichibenren.or.jp/copyright/guide/about.html>に問題の書込があったとすると、URLの内、<https://www.nichibenren.or.jp/>の部分のみをブラウザに入力するとHPのトップ画面や、上部のページを開くことができ、そこから、「管理人」等を探すのです。

なお、投稿がなされるHP内に、管理者の記載を設けていない場合もあり、その場合はドメイン名(例：URLのgoogle.com yahoo.co.jpなど)を手がかりに、その登録者からサイト管理者を探索することになりますが、専門性が高くなるため、HP内で管理者を探索できないようなケースでは、その後の対応も含めて、弁護士などにご相談された方が良いでしょう。



8 削除請求の方法

削除請求の方法は、管理者が削除用の入力欄(入力フォーム)や連絡先メールアドレスがある場合には、そちらで、事情を記入し削除の希望を伝えます。

また、そのような入力フォームが無い場合には、テレコムサービス協会という団体がHP上で、削除要請用の書類である「送信防止措置依頼書」という書式を用意しています(本稿執筆時点では、https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/provider_mguideline_20180330.pdfの文書内に書式と記入する際の留意点が紹介されています。)。

このガイドラインに従い送信防止措置依頼書に記入の上、添付書類を沿えて郵送することで、削除が認められる場合があります。

もっとも、問題のある投稿か否かが微妙なケースなどでは、これらの手段によっても削除が行われない場合もあり得ます。

その場合は、裁判所に削除の仮処分を求める申立を行うことになりますが、この手続には、証拠の提出等留意すべき点が多くあるため、これを行う際には、弁護士への依頼を検討されるのが良いでしょう。

9 責任追及

投稿者に対する責任追及としては、損害賠償請求、刑事告訴、投稿者が従業員なら就業規則上の懲戒などが考えられます。

もっとも、これらの手段を探るためには、誰が投稿したのかを特定する必要があります。ネット上の誹謗中傷は多くの場合匿名でなされる上に、誰がどのサイトに何を投稿したのかについて、一元的に管理している機関もないため、投稿者をどう特定するかが重要になります。

投稿者の特定の方法としては、1. サイト管理者に、投稿時の通信に用いられたIPアドレスを聞く(前記(3))、2. IPアドレスを管理しているプロバイダを調べる(前記冒頭(4))、3. プロバイダにその間にそのIPアドレスを使用していた人がだれか回答を求める(前記(5))という流れで行います。

ここで、IPアドレスについて説明すると、皆さんが自宅からネット接続する場面を考えて頂くとお分かりになるように、インターネットに接続する際、基本的には、OCNやヤフーBB、ニフティといったインターネットサービスプロバイダー(以下、「ISP」という。)を、スマホの場合には、携帯キャリアを介して、ネットに接続しています。

このISPを利用して、インターネットに接続しようとする場合、ISPは、端末に対して、例えば「123.456.123.456」というように固有の番号を割り付けます。

この固有の番号のことを「IPアドレス」といい、同じ時間にネットに繋がっている端末であれば、ネット上に繋がる膨大な端末の中に、同じ数字はない固有の番号となります。

先述の通り、HPに関するデータは「サーバー」と呼ばれるコンピュータに保存され、ある投稿を行う場合、サーバーに保存されたHPのデータに、書き込みに関するデータを付加することになります。

そして、このようなデータの書き込みを追加する際には、いつ、どの端末(IPアドレス)から書込に関する指示があったのかという情報が、HPサイト側に残されます。

このため、HP管理者には、書き込みを行われた際に利用された端末のIPアドレスが分かることから、HP管理者に対して、これを回答するよう求めることになります。

但し、この端末が利用したIPアドレスは、前述のとおりISPから割り当てられた数字の羅列に過ぎないため、これのみでは、投稿者を特定できません。

もっともOCN等のISPは、契約者に関する情報を持っていることから、ISPに対して、○年○月○日○時○分に××というIPアドレスを使用していた契約者住所氏名を明らかにするよう開示を求めて、発信者が利用した接続サービスの契約者に関する住所氏名が確認できます。

このように投稿者の特定には、サイト管理者へのIPアドレスの開示と、それにより開示されたIPアドレスについて、ISPに対し発信者(契約者)に関する情報の開示を請求するという2回の手続を踏むことで、発信者の住所氏名を確認していくことになります。

テレコムサービス協会では、発信者情報開示請求書という書式も用意しており(本稿執筆時点では、https://www.telesa.or.jp/wp-content/uploads/hguide_20200330.pdfの文書内に書式と記載時の留意点が紹介されています。)、このガイドラインに従って発信者情報開示書を記入の上、添付書類を沿えて郵送することで、情報開示が認められる場合があります。

なお、住所氏名が判明するまで概ね6～9か月程度を要します。

本稿脱稿後に、他者を中傷する投稿を行った人物を速やかに特定できるようになるための新たな裁判手続を創設する「改正プロバイダ責任制限法」が成立しました。この法律が施行された後は、新たな裁判手続により、より迅速な対応が可能となる可能性があります。



10 具体的な責任追及の留意点

投稿者が特定できるとして、その投稿者にどのような責任を追及できるかを検討する際には、記載内容についての事実関係を確認する必要があります。

その際、よく問題になるのは、その書き込みが、被害者ことを述べていると評価できるのか、という点(同定可能性)です。

実名等が書かれている場合は、名前がどこに書かれているかを示せば足りますが、ネットへの書き込みでは、苗字やイニシャル、ニックネーム、所属する組織、経歴、性別、

通勤通学路など、投稿された記事に指摘されている人の属性を総合して初めて誰のことを意味するかが判別できる場合も多く、そのような場合には、投稿記事の該当箇所を細かく確認していくと共に、それを通じて被害者の関係者が記事を見た際に、被害者に関するものであることが分かる必要があります。

これにより、投稿内容が被害者について述べられたものであると確認できて初めて投稿者の責任が問題となりうるため、具体的責任追及の場面では、投稿者の具体的投稿内容が重要な意味を持つことになります。

このため、弁護士との打合せに際しても、具体的な投稿内容を確認しながら進める必要があることにご留意下さい。

11 損害賠償請求

損害賠償請求をする場合の主要な損害費目としては、個人の場合には、名誉を侵害されたことに伴う慰謝料、法人の場合には信用の毀損による無形損害を挙げることになります。

誹謗中傷に関する裁判例の流れとしては、慰謝料額は、概ね100万円程度が上限と言われています。

もっとも、弁護士費用の内、発信者情報開示や削除のためのものは、通常必要とされる範囲内であれば、賠償すべき損害の範囲に含まれます。

問題となった書き込みが原因で弁護士に依頼せざるを得なくなった事情を分かりやすく示せるように、弁護士からの請求書には、対象(例:「URL~」や「レス番号〇〇」)を明示して、「発信者情報開示費用」などといった費目の細目を明記した請求書を作成するよう申し入れると良いでしょう。

12 告訴

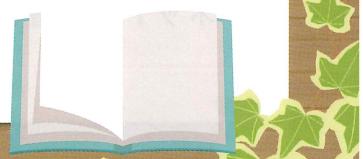
誹謗中傷が甚だしく、名誉毀損罪などが成立しそうな案件では、捜査機関に対して、犯罪事実を申告し処罰を求める告訴状を提出する場合もあります。

警察に告訴を受け付けてもらい、対応してもらうには、事実上容疑者を特定すると共に、具体的な犯罪行為に当たる事実を特定する必要があるため、これを行われる際にも弁護士に相談された方が良いでしょう。

13 終わりに

以上のとおり、誹謗中傷がなされた場合の原則的な対応を概観してきましたが、本文で述べた方法をとっても容易に投稿者が判明しない場合などもあります。

御自身で対応される場合には、こうした難しさがあることも念頭に置きながら、困った際には弁護士に相談することもご検討下さい。



改正広島県暴力団排除条例適用事件の検挙について

～広島県警察本部刑事部捜査第四課～

1はじめに

令和2年4月1日、広島県暴力団排除条例の一部改正により、県下3地域の歓楽街（暴力団排除特別強化地域）の営業者のうち、暴力団員からみかじめ料や用心棒料等を要求されやすい性風俗関連特殊営業等の業種が「特定営業者」として規定され、暴力団と特定営業者による用心棒料等の授受が両者罰則規定をもって禁止されました。

過去の検挙事例等から、用心棒料、みかじめ料等の徴収が暴力団の主たる資金源となっていることは公知の事実です。

この暴排条例の一部改正により、警察捜査を切り口として、特定営業者と暴力団との関係を浮き彫りにし、暴力団とその支援者に打撃を与えることが期待されているところです。

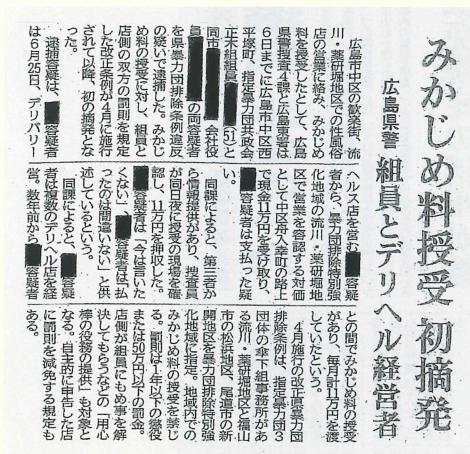
2 捜柙事例

改正暴排条例施行以降、

○ 共政会傘下組織組員と派遣型性風俗店 ○ 浅野組傘下組織組員と店舗型性風俗店のみかじめ料等授受事件2件を検挙しています。

両事件とも暴力団員は起訴となり有罪判決が下っています。

長年にわたり、日々数万円から十数万円のみかじめ料が店から暴力団員に支払われていたもので、事件検挙により暴力団の恒常的な資金源遮断に繋がり、両者の関係遮断に効果があったと思われますが、両事件は氷山の一角であり、今もなお、みかじめ料徴収は暴力団の主要な資金源であることが明らかとなりました。



中国新聞 令和2年7月7日掲載

中国新聞 令和2年11月17日掲載

3 事業の背景

暴力団を利用しようとする積極的な支援者も少数存在する一方、ほとんどの事業者は、暴力団と関わりたくないと思っています。

しかし過去、全国的に用心棒料やみかじめ料等の支払いを拒否した事業者が暴力団から嫌がらせや襲撃被害に遭う事件が発生しており、これらの被害を恐れる事業者が嫌々暴力団と関係を持ち、用心棒料やみかじめ料等の支払いをしているのが現状だと思われます。

ある日突然、暴力団が店に来たり、或いは事業所に電話が架かり、用心棒料やみかじめ料等を要求され支払いを始める場合もあれば、事業者が自ら求めて暴力団員と接触し、関係を築く場合もあります。

どちらも暴力団に起因するトラブルに巻き込まれたくないという思いが根底にある場合がほとんどです。

4 最後に

暴力団は、資金源獲得工作に躍起となっていますが、金を渡す必要はありません。

改正暴排条例の大きな柱として、自首減免の規定が設けられています。

この規定は、特定営業者が、用心棒料やみかじめ料等を暴力団に供与していることを捜査機関に自ら申告した場合に、その刑を減刑又は免除することができるものです。

暴力団との関係を断つために、まず置かれている現状を話してください。

警察では、暴力団との縁切りを望んでいる事業者の保護対策を徹底し、県民の安全確保と暴力団の弱体化及び壊滅に向けた取組みを推進していきます。



中国新聞
令和2年12月5日掲載

中国新聞 令和2年12月18日掲載

暴力団情勢

1. 概況

令和2年末現在、全国の指定暴力団は24団体が指定されています。

全国では、六代目山口組と神戸山口組による対立抗争が激化しており、隣県の岡山市や岩国市においても銃器を使用した殺人事件等が発生するなど、市民生活の重大な脅威となっています。

広島県内では、対立抗争の波及による事件の発生は確認されていませんが、県内で活動する指定暴力団3団体は、これら事件の当事者である山口組系組織と緊密な関係を有しております、本県への影響が危惧されるところです。

2. 暴力団構成員等の推移

(1) 全国の情勢

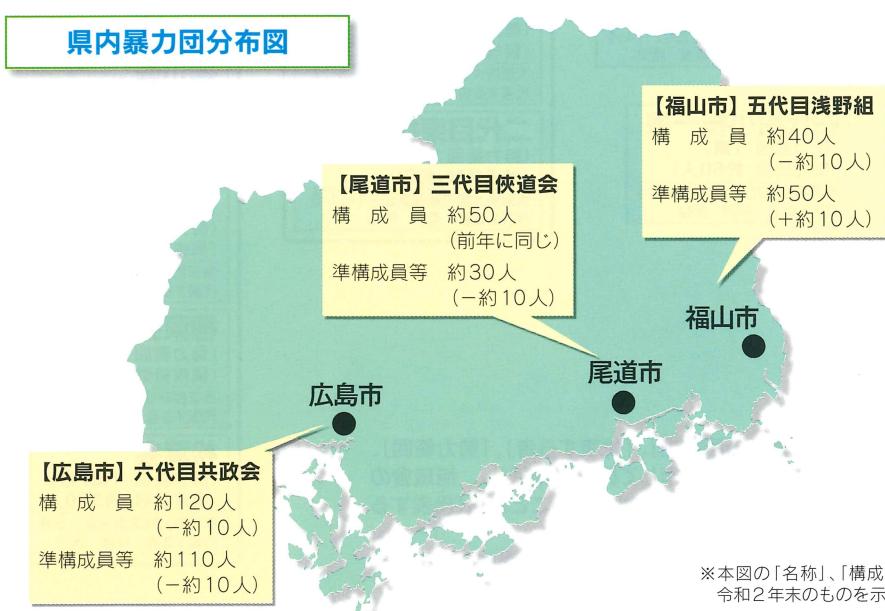
全国の暴力団構成員及び準構成員等(以下「暴力団構成員等」という。)の数は、平成17年以降減少し、令和2年末現在で約2万5,900人(前年比約2,300人減少)と、11年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新しました。

うち、暴力団構成員の数は、約1万3,300人(前年比約1,100人減少)となりました。

また、主要団体(六代目山口組、神戸山口組、辯會、住吉会、稻川会)の暴力団構成員等の数は、約1万8,600人(全暴力団構成員等の71.8%)、うち暴力団構成員の数は、約9,900人(全暴力団構成員の74.4%)となっています。

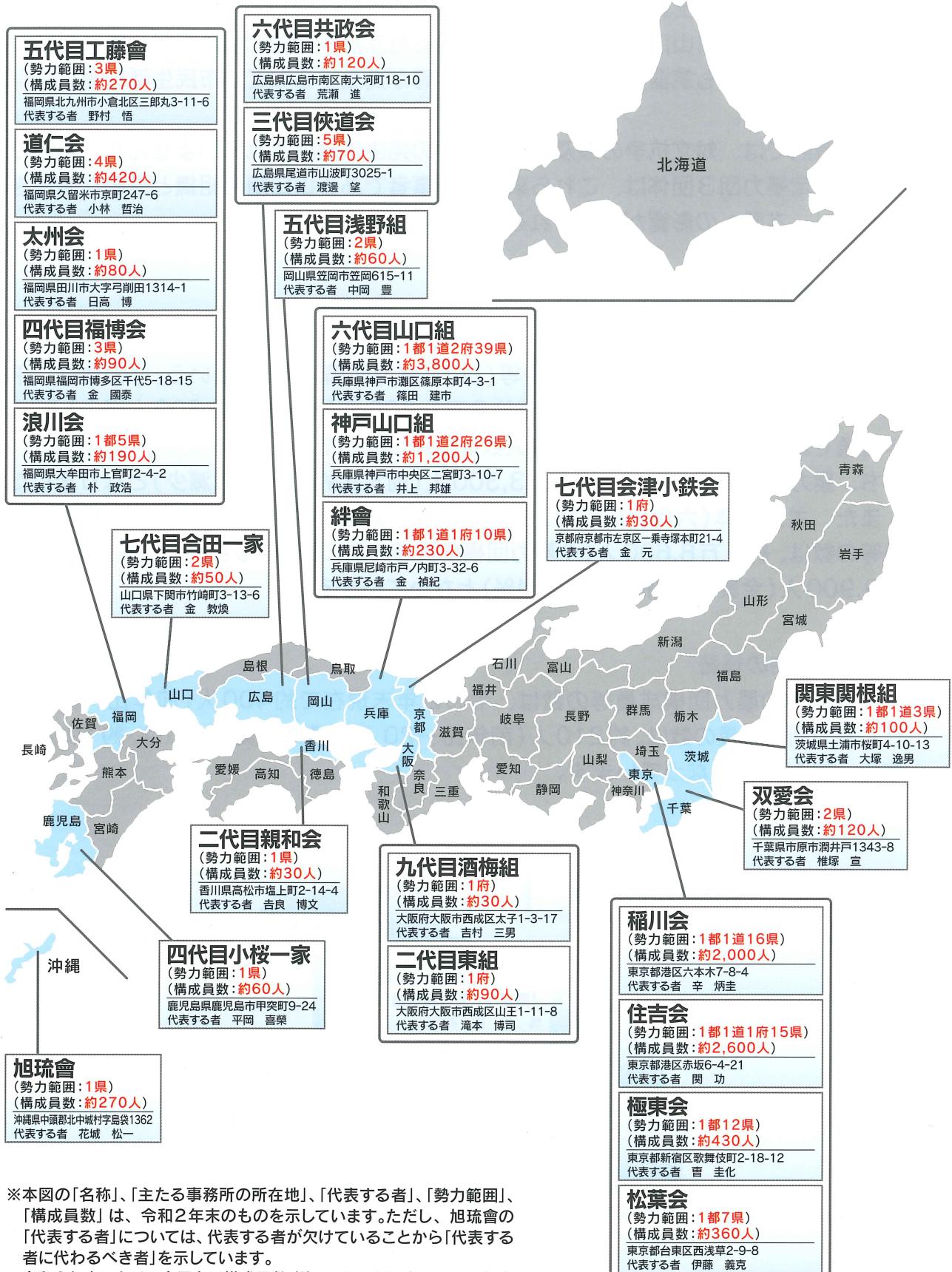
(2) 広島県内の情勢

広島県内の暴力団構成員等の数は、令和2年末現在で約400人(前年比約30人)うち暴力団構成員の数は、約210人(前年比約20人)、準構成員等の数は、約190人(前年比約10人)となっています。



指定暴力団等の指定状況

■ 指定暴力団等分布図 (24団体)



※本図の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、令和2年末のものを示しています。ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示しています。

※令和2年末における全暴力団構成員数(約1万3,300人)に占める指定暴力団構成員数(約1万2,700人)の比率は95.5%。

暴力団総合対策の推進

1. 暴力団総合対策の概況

警察では、暴力団等の壊滅に向けた総合的な対策の推進を運営重点にかかる推進項目の一つに掲げ

- ◆ 暴力団員等の検挙と犯罪収益対策
- ◆ 暴力団排除活動
- ◆ 暴力団離脱者に対する社会復帰対策支援活動

など暴力団等壊滅に向けた総合的な対策を推進しています。

2. 暴力団員等の検挙状況

令和2年中、広島県警察では、暴力団構成員等を延べ201人（首領・組長等を1人、幹部を16人、組員34人、その他150人）を逮捕・検挙しています。（検挙状況の特徴は、伝統的資金源である覚醒剤の密売や恐喝による検挙に加え、新たな資金源獲得活動となる特殊詐欺での検挙も認められます。）

（主な検挙事例）

- 五代目浅野組傘下組織組員らによる漁業法違反等事件
- 六代目共政会傘下組織組員らによる広島県暴力団排除条例違反事件
- 六代目共政会傘下組織組員による銃刀法違反（加重所持）事件
- 六代目山口組及び住吉会傘下組織組員らによる逮捕監禁、恐喝事件
- 五代目浅野組傘下組織組員による広島県暴力団排除条例違反事件



3. 暴力団員に対する行政命令

暴力団対策法は、指定暴力団の暴力団員による暴力的 requirement 行為や暴力団への加入強要等を規制しています。その違反行為に対しては、中止命令、再発防止命令、措置命令を発出できるとされています。

平成4年の暴力団対策法施行後、令和2年未現在、広島県警察においては、367件の行政命令を発出しています。

(令和2年中における行政命令事案)

- みかじめ料、用心棒料名目で金銭を要求した事案（中止命令）
- トラブルの仲介に入り金銭を要求した事案（中止命令）

広島県における行政命令の発出件数（過去5年）

団体名	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
共政会	3	8	2	1	2
侠道会	2	1	1	1	0
浅野組	3	0	1	0	0
その他	0	0	0	0	2
合計	8	9	4	2	4

4. 暴力団排除活動の推進

広島県警や暴力追放広島県民会議では、暴力団取締りと連動させた暴力団排除活動を推進するため、国や県、各自治体、関係機関等と連携し、暴力団に対する資金源の枯渇化を図るとともに、暴力団が活動しにくい環境作りを推進しています。

(1) 公共工事等からの排除

広島県等県下自治体が発注した公共工事の受注者は、公共工事に関して暴力団等から不当な要求があれば発注者への報告と警察への届出が平成15年から義務づけられています。

(2) 公営住宅からの排除

県内全自治体で公営住宅から暴力団を排除するための条例改正がなされ、令和2年末までに、入居者及び入居希望者等が暴力団員であることが判明した数は、延べ47人で、これら全てを排除しています。

(3) 生活保護からの排除

緊迫した状況にある場合を除き、暴力団員からの申請は却下させています。その結果、令和2年末までに県下の各市町で107件の申請却下又は受給廃止をしています。

(4) 証券取引及び融資・預金取引からの排除

「広島県証券警察連絡協議会」を設立し、暴力団に対する取引拒否又は解約の措置を行っています。その結果、令和2年末までに、総会屋・暴力団員等44件に対し取引を拒否しています。

「広島県銀行警察連絡協議会」を設立し、全取引から暴力団を排除しています。その結果、令和2年末までに、暴力団等430件の口座開設、融資申込みを拒否しています。

(5) プロ野球からの排除

「広島東洋カープ・広島市民球場暴力団等排除連絡協議会」を設立し、球場からの暴力団・ダフ屋・不良応援団等の排除対策を推進しています。

(6) 不動産取引からの排除

「広島県不動産団体・警察連絡協議会」を設立し、暴力団事務所の開設防止に努めるなどの暴力団排除活動を展開しています。

(7) 生命保険からの排除

「広島県生命保険防犯対策協議会」を設立し、暴力団排除条項を導入し、生命保険の契約者、被保険者、受取人から暴力団を排除しています。

(8) 建設業界からの排除

国土交通省中国地方整備局及び自治体等関係機関と連携して建設業からの暴力団排除対策を推進しています。

(9) 警備業からの排除

「(一社)広島県警備業協会」では、暴力団排除条項の導入を推進するとともに、暴力団等反社会的勢力との関係遮断及び被害を防止するため、協会の発行する機関紙を活用しての広報啓発活動を推進しています。



県内各地域における暴排活動

～One Team みんなで排除 暴力団～

(令和2年度 全国暴力追放運動統一標語 優秀作品)



呉市暴力監視連合会
呉警察署管内建設業暴力追放対策協議会
「年末総ぐるみ3アプローチ作戦」



福山市暴力監視追放協議会
「福山東地区年末警戒パトロール」



三原市暴力監視追放協議会
「年末交通事故防止・減らそう犯罪総ぐるみ運動」



三次地区暴力監視追放協議会
「年末交通監視」



大竹市暴力監視追放協議会
「アルコール消毒液配布活動」



福山西警察署管内暴力追放防犯連絡協議会
福山西地区建設業暴力追放対策協議会
「合同役員会」



東広島市暴力監視追放協議会
「暴力追放・排除・進出阻止に向けた
広報啓発キャンペーン」



廿日市警察署管内暴力追放協議会
「廿日市市安全安心KO-HOキャンペーン
クリスマスツリー点灯式」

令和2年度 暴力追放功労者・功労団体に対する表彰(敬称略)

全 国 表 彰



- 金章 中井 克洋(広島弁護士会)
銀章 市川 敬人(福山西警察署管内暴力追放防犯連絡協議会・会長)
銅章 高田 健司(福山市暴力監視追放協議会・会長)



中 国 ブ ロ ッ ク 表 彰

功労者表彰

深堀 勝(広島地区建設業暴力追放対策協議会・副会長)

功労団体表彰

府中暴力追放協議会

暴 力 追 放 広 島 県 民 会 議 表 彰

功労者表彰

- 今宮 浩二(江田島市暴力追放推進協議会・監事)
飯守 栄子(大竹市暴力監視追放協議会・会計)
柿本 修(竹原警察署管内暴力追放協議会・副会長)
中野 修(佐伯区遊枝業防犯協力会・会長)
兼森 明彦(三原小売酒販組合・理事長)
三浦 裕豊(安芸地区暴力追放防犯連合会・監事)

功労団体表彰

- 学校法人 杉原学園 松永幼稚園
廿日市飲食組合
呉喫茶同業組合

感謝状

- 株式会社プローバホールディングス
株式会社広島東洋カープ
広島ガス株式会社

県民会議からのお知らせ

～あなたの職場を反社会的勢力から守るために～

1 不当要求防止責任者講習事業

暴力追放広島県民会議では、暴力団対策法に基づいて広島県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者の皆様に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領などの講習を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、講習を4月から6月まで中止し、消毒液の準備、検温の実施、講師と受講者の間にパーティションを設置、受講者数を各会場上限人数の半数にして7月から講習を開始しました。

同年度の受講者数は、**1,715名(講習回数44回)**の方が受講されました。



令和2年度責任者講習状況

2 暴力相談事業

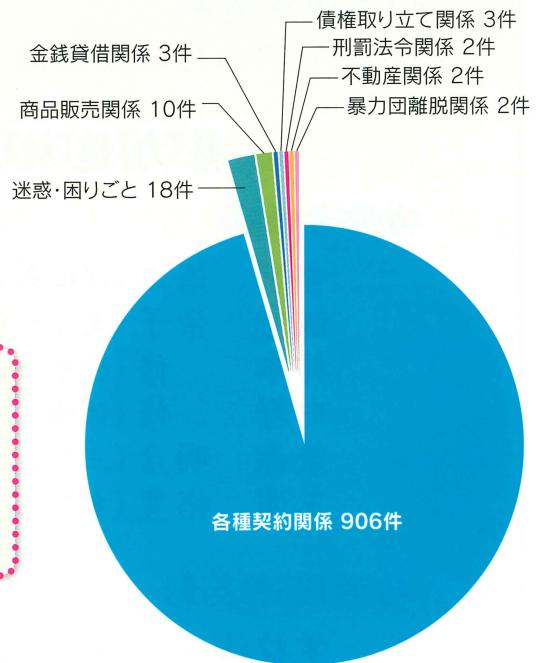
～相談件数と相談内容～

令和2年度中、暴力追放広島県民会議へ寄せられた暴力相談は**961件**(前年比+83件)でした。

相談件数は年々増加しており、相談内容は、反社会的勢力の排除気運の高まりや広島県暴力団排除条例の施行に伴い、各種契約に関する相談が最も多くなっています。

引き続き、暴力団等反社会的勢力からの不当要求や悪質クレーマーに関する相談、暴力団の社会復帰に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

暴力相談の内訳（令和2年度中）



3 暴力団離脱者の社会復帰対策事業

○暴力団離脱者の社会復帰対策とは

暴力団を離脱した者が、犯罪を犯したり、再び暴力団に加入するような事態を防止するためには、暴力団離脱者が正業に就き、責任ある社会生活を営むことによって健全な社会の一員となることが、更生への道の第一歩です。そのために法務省、厚生労働省、都道府県警察、都道府県暴追センターと緊密な連携を取りながら事業主の協力を得て、暴力団離脱者の就労支援を組織的に推進していくものです。

○支援規定について

暴力団追放広島県民会議では、協力事業所として離脱者を雇用して頂いた場合には次の制度を適用しています。

(1) 報奨金制度

事業所に対し、1ヶ月ごとに1万円、最高6ヶ月6万円を支給

(2) 身元保証制度(1年間)

損害や被害を受けた場合には、最高20万円の見舞金を支給

(住宅関連費用や、携帯電話の購入等の損害は、最高10万円の支給)

4 適格都道府県センターとしての暴力団事務所使用差止請求制度

国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けている当県民会議では、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けた場合、県民会議の名義をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行います。訴訟費用は原則県民会議が負担します。お問合せ、ご相談ください。

5 広報・啓発事業

暴追ポスター・ステッカーの紹介

暴力追放広島県民会議では、毎年様々な「暴追ポスター・ステッカー」を作成しています。

ご入り用の方は、お気軽にご相談下さい。

ポスター



ステッカー



暴力団排除 DVD 30作品 無料貸出

No.4

	<p>タイトル</p> <p>負けへnde！ NAVI5 Part II</p>
<p>内 容</p> <p>「交通事故」「店舗営業」「マンションの賃貸借」「機関誌購読強要」「近隣トラブル」に暴力団が関与するなど、事例に基づいたトラブル編と解決編などで分かりやすく解説</p>	
<p>時 間</p> <p>36分</p>	

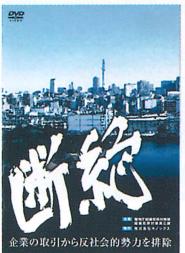
No.1

	<p>タイトル</p> <p>それでええんか⁈ ~不当要求撃退法~</p>
<p>内 容</p> <p>第1話「書籍購入要求の撃退法」 ～11分 第2話「忘年会申込みの撃退法」 ～10分 第3話「公共工事下請参入の撃退法」 ～23分 悪い対応例・良い対応例などを示し、実務に直結した撃退法を解説（チャプター1～3の選択可） (公財)暴力追放広島県民会議企画</p>	
<p>時 間</p> <p>54分</p>	

No.5

	<p>タイトル</p> <p>社会 VS 暝団</p>
<p>内 容</p> <p>(1) 芳香剤の卸業者と取引のある顧客が暴力団関係企業であることが発覚。暴走センター、警察、弁護士らと一緒に「暴力団排除条項」を導入し契約解除に成功した。(2) 刑事事件として事件化した上で、改正暴力対法による「代表者責任追及」の訴訟の動きから、暴力団側が慌てて被害金を弁済するに至った事案</p>	
<p>時 間</p> <p>39分</p>	

No.2

	<p>タイトル</p> <p>断絶</p>
<p>内 容</p> <p>資金繰りに窮した会社経営者が、素性も不明な投資顧問会社（共生者）を利用したことでの、その後、数々の契約取引の要求を受け、最終的に会社が暴力団に食い物にされていく様子や、それに立ち向かう会社の対応要領をドラマ風に描いている。</p>	
<p>時 間</p> <p>31分</p>	

No.6

	<p>タイトル</p> <p>暴力追放シミュレーション ～ロールプレイング形式～</p>
<p>内 容</p> <p>あなたの会社やお店に突然訪れる暴力団関係者など、不当要求者に対して、どう対応すれば良いのか、実際に体験し訓練するシミュレーション型のロールプレイング</p>	
<p>時 間</p> <p>30分</p>	

No.3

	<p>タイトル</p> <p>黒い契約者</p>
<p>内 容</p> <p>暴力団サイドの視点から、不動産会社、ホテルに対して不当要求に及んでいく手口・方法を描写しながら、暴力団組織内の階層的な上下関係、上納金制度を分かりやすく説明するとともに「暴力団は金が全てである」ことをドラマ風に描いている。また「暴力団排除条例」についても分かりやすく説明している。</p>	
<p>時 間</p> <p>30分</p>	

No.7

	<p>タイトル</p> <p>決別への道</p>
<p>内 容</p> <p>平成23年10月1日に東京都暴力排除条例が施行された。その条例は、都民の生活にどのように関わってくるのか。そして経済活動においては、どのような注意が必要なのか、暴力団を排除するために重要なのは、都民一人一人が「暴力団と交際しない」という強い意志と勇気を持つことである。いまこそ都民は「暴力団排除」という「決断」をしなくてはならない。</p>	
<p>時 間</p> <p>35分</p>	

No.8

	タイトル 闇にひそむ影	内 容 暴力団のフロント企業との不動産契約を暴排除条項や表明確約書を活用して破棄する事例と以前から暴力団と契約を結んでいた商店街が暴力団排除条例の施行を契機に暴力団排除に乗り出す事例を紹介	時間 54分
--	----------------	---	-----------

No.12

	タイトル 不当要求・クレームへの初期対応効果的な必殺ワードと対策ポイント	内 容 電話、インターネット、直接面談による不当要求への対応として、それぞれ再現ドラマによりポイント解説をし、初期対応に焦点を当て、不当要求側へのNGワードと必殺ワードを紹介	時間 42分
--	---	--	-----------

No.9

	タイトル 不当要求の手口と対応 基礎知識編	内 容 暴力団・暴力団関係企業、総会屋、会社ゴロ、えせ行為、クレーマー、反社会的勢力の傾向とChapter1～8に分けて構成されており、それぞれの手口と対応について基礎知識として紹介	時間 35分
--	--------------------------	--	-----------

No.13

	タイトル 不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック	内 容 時代と共に変化する不当要求の手口、それらに対する有効な手段は何か、弁護士が実践的なテクニックを解説します。	時間 40分
--	---------------------------------	--	-----------

No.10

	タイトル 不当要求の手口と対応 実務Q&A編	内 容 事例①書籍購入強要 事例②クレーマーとして企業を狙う不当要求 事例③しつこい勧誘 事例④架空請求として社員個人への攻撃 繰り返される悪質な手口と対応をピックアップしたもの。	時間 40分
--	---------------------------	---	-----------

No.14

	タイトル 不当要求対応マニュアルの作成とその実践	内 容 危機に直面してからでは遅すぎることで、弁護士による解説を交えながら、不当要求対応マニュアルをもとに対応手順などを紹介	時間 53分
--	-----------------------------	---	-----------

No.11

	タイトル 不当要求の手口と対応 迷惑電話 & クレーマー編	内 容 執拗な迷惑電話の手口と対応。あるいは、クレーマーの種別と対策など悪質な手口と対応をピックアップし、企業の総務担当者を迎へ、企業の悩みや対応例を交えて解説(チャプター1～8の選択可)	時間 56分
--	----------------------------------	---	-----------

No.15

	タイトル シャットアウト～企業対象暴力～	内 容 ある地方銀行に配属された女性行員は、末端の行員、幹部が暴力団と関係のある団体とつきあっているのを知る。反社会的勢力は様々な形で接近、攻撃していた。それらの事実が露呈し、銀行は世間の批判の目さらされることになる。不正を一掃すべく抜擢された新頭取は、一切の反社会的勢力との関係遮断を宣言する。	時間 28分
--	-------------------------	---	-----------

No.16

	タイトル	シャットアウト ～行政対象暴力～
	内 容	自治体の課長補佐に、暴力団幹部が機関紙の購読要求するが断った。公共工事に下請参入させようと課長補佐にあらゆる手段をとる暴力団。市民ホールの工事責任者のもとへ相談に行く課長補佐であったが「行政が暴力に屈することは許されない。新たな被害者が出ることになる。」と言われ、立ち上がる決意をする。長年のしがらみを持つ幹部職員を説き伏せ、組織対応する。
	時間	30分

No.20

	タイトル	撃退
	内 容	反社会的勢力からの不当要求に対する基本的対応要領として、平素の対応と有事の対応を失敗例と正しい対応例をあげて解説と共にわかりやすく紹介している。
	時間	30分

No.17

	タイトル	狙われた行政 ～失敗を糧に～
	内 容	ある地方都市。不当要求撲滅に向け条例を制定して取り組みが行われた。そうした中、公営住宅に暴力団が居住していることが判明。所轄警察署とともに立ち退きを求め対応していく。
	時間	33分

No.21

	タイトル	暴排のシナリオ
	内 容	すべての人々が、知識すなわち、暴排のシナリオを身につけるために事例ごとに解説でわかりやすく紹介している。
	時間	56分

No.18

	タイトル	鉄の砦
	内 容	暴力団等反社会的勢力による公共工事への参入を許してしまった事例をあげ、行政が一丸となって行政対象暴力に立ち向かうための対応要領等を解説。また、暴力団等の不当要求に屈した場合、行政のみならず企業活動も犠牲にするという事例を紹介
	時間	50分

No.22

	タイトル	暴力団排除 入札妨害・就労支援
	内 容	暴力団排除法9条25号の禁止行為「人に對し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為」をドラマで解説。当該暴力団員の離脱支援へと展開する。アルバイトの青年は暴力団員だった。関係機関と連携して離脱・就労へ
	時間	40分

No.19

	タイトル	排除の分かれ道
	内 容	レストラン・チェーン店と本社を舞台に反社会的勢力との攻防を描いている。間違った対応を紹介して問題提起を行う一方、正しい対応要領について、暴走センターの解説でわかりやすく紹介している。
	時間	31分

No.23

	タイトル	不当要求防止責任者の役割と講習概要
	内 容	不当要求防止責任者講習会の概要のほか、講習会の講師を務めるための必要事項や、不当要求防止責任者が事務所内で講義を行う際のポイントなどを解説
	時間	59分

No.24

タイトル	決断の刻
内 容	大手ゼネコン会社の下請け工務店で働く女性専務と同ゼネコン会社の若手社員らが、暴力団と関係のある建設会社から不当要求を受け、悩み葛藤しながら、警察に相談することで改正暴対法や暴力団排除条例を駆使し、関係を遮断していく過程を描く。 暴力団と知つて利益を供与すると、勧告などの行政処分の対象になることや、自治体に公共事業の指名業者から排除された事例
時間	33分

No.28

タイトル	訣別のとき
内 容	40代の元暴力団員が、組を離脱し、更生するまでの経緯をある新聞記者に語り、回想していくストーリー。元暴力団員は、組に入った当初は、「みかじめ料」の取り立て、民間企業への脅迫などを行っていたが、暴対法・暴排条例の施行から次第に都民達も抵抗するようになり、資金獲得に窮ってくる。 暴力団は、「シノギ」の新たな手口を見出していくが、それもまた暴対法・暴排条例に阻まれ弱体化していく。物語の進行に合わせて、暴対法・暴排条例施行の歴史を重ねて追いかながら、暴力団が弱体化していく様子をつぶさに描いたもの。
時間	35分

No.25

タイトル	あなたはひとりじゃない
内 容	各事業所から専任された不当要求防止責任者を対象に暴力団との関係遮断のための取り組みと重要性を認識してもらい、不当要求及び関係遮断の決意を促すこと目的とした内容。はじめは、反社会的勢力の不当要求に悩んでいた企業の担当者が、暴力団と関係遮断に立ち上がり仲間意識も強まってみんなで力を合わせて暴力団に屈しないで対応していく過程を描いたもの。
時間	37分

No.29

タイトル	暴排の標
内 容	暴力団員による企業への不当要求や発砲事件、みかじめ料の徴収等、我々の生活の安全と安心を脅かす出来事が依然として後を絶ちません。暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るために、どう行動すれば良いのか？暴力団排除の標を示してください。
時間	77分

No.26

タイトル	暴力団がやってきた
内 容	一般企業と偽った暴力団事務所の開設、建築現場への下請け参加・外国人人足の斡旋、みかじめ料・用心棒料の要求という3つの不当要求事案を暴力団からの視点で描き、暴力団の資金獲得活動の実態や暴力団がどのように入り込んでくるか分かりやすく説明。 そして企業や個人が一致団結して暴力団と関係遮断に立ち上がり、やがて総力を結集した取り組みの様子を描いたもの。
時間	36分

No.30

タイトル	教訓
内 容	部下が暴力団に利益供与をしたことで倒産に追い込まれた会社社長の弟が会社を継いで再スタートさせた。兄の失敗を教訓に暴力団対策に力を入れる中、下請け企業が暴力団に乗つ取られている事が判明、不当要求防止責任者を中心に契約破棄に動くが納得しない暴力団が会社に乗り込んでくる。 過去の失敗と現在の正しい対応を交錯させて描く作品。
時間	36分

No.27

タイトル	奴らには屈しない！
内 容	ドキュメンタリー専門チャンネルの制作をしている「ジャーナリストK」が、暴力団からの不当要求に苦しむ被害者の取材などを通じて暴力団の実態を明らかにし、暴力団排除までをドキュメンタリータッチで描く。 菱丸興業という暴力団の関係会社が、暴力団であることを隠して工事契約をした建設会社をはじめ、他の事業者へのみかじめ料などの不当要求行為に対し、各事業者それぞれが、警察・暴追センターへ相談し、その指導のもと、連携を図りながら、暴力団等反社会的勢力による不当要求事案の関係遮断をしていく様子を描いたもの。
時間	32分

(公財)暴力追放広島県民会議では、暴力団等反社会的勢力による不当要求から企業を守るために、不当要求対応DVDを各種揃えております。

社内研修や講習会にご活用下さい。

貸出しは無料で、1回につき1作品、期間は1週間です。

詳しくは(公財)暴力追放広島県民会議事務局 ☎ 082-511-0110 までご連絡、ご相談下さい。

賛助会員を募集しています

多くの方の入会をお待ちしています

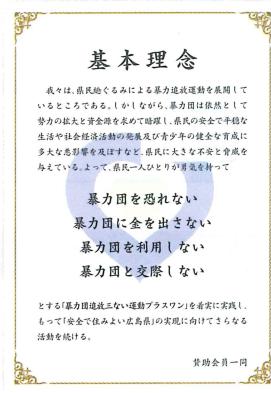
暴力追放広島県民会議では、企業・団体など県民総ぐるみの暴力団追放運動を展開するため、県民会議の行う各種事業に、ご賛同・ご支援をいただく賛助会員を募集しています。

特典

賛助会員の方には、

- ・賛助会員の証
- ・暴力団等に関する情報

などを提供いたします。



会費 団体 年額 1万円(1口)以上

会費を納入された方には、税法上の優遇措置が受けられる証明書を発行いたします。

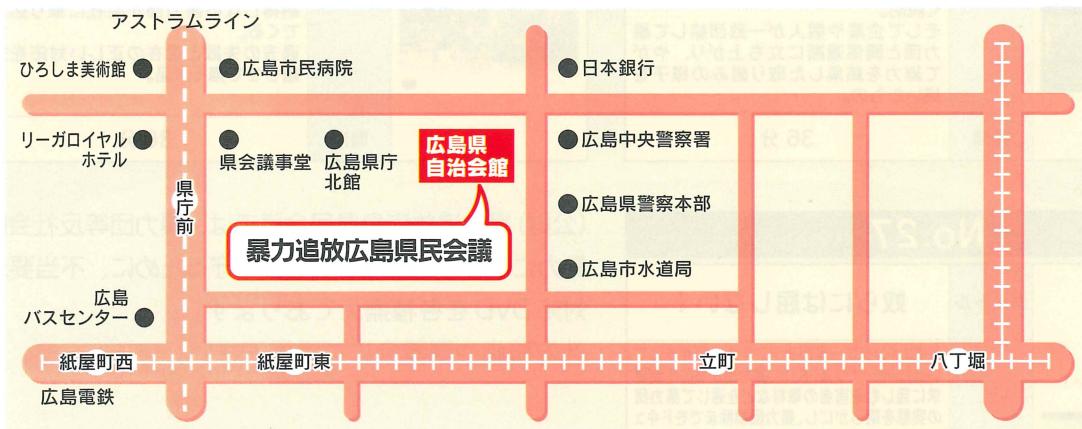
入会手続き 「入会申込書」をお送りします。詳しくは事務局へ

暴力団追放三ない運動 プラスワン

暴力団を利用しない
暴力団を恐れない
暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない



(公財) 暴力追放広島県民会議事務局

広島市中区基町10番3号 広島県自治会館3階

TEL 082-511-0110 FAX 082-511-0111

相談電話 082-228-5050

ホームページ

暴力追放 広島

検索